

短期入所生活介護さくら

介護予防短期入所生活介護さくら運営規程

(事業の目的)

- 第1条 株式会社刈谷ケアサービスさくらが開設する短期入所生活介護さくら（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、調理員、その他の従業員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ独立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 短期入所生活介護さくら
- (2) 所在地 愛知県刈谷市小垣江町永田123-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（通所介護、短期入所生活介護の管理者を兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業員
- | | |
|------------|-----------------------|
| 管 理 者 | 1名（常勤兼務 デイサービス管理者と兼務） |
| 医 師 | 1名（非常勤専従） |
| 生活相談員 | 1名以上 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 看護職員及び介護職員 | 7以上（常勤換算） |
| 栄 養 士 | 1名以上 |
| 調 理 員 | 1名以上 |
- 従業員は、指定短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護さくらの利用定員は次のとおりとする。

(1) 20 名

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次の通りとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎

2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越える地点から片道5キロメートル未満 3,000円
- (2) 実施地域を越える地点から片道5キロメートル以上 5,000円

3. 居住費 2,600円(普通室TV付き) 3,000円(特別室TV・トイレ付き)

4. 食費は、下記の料金を徴収する。

朝 500円 昼 780円 夕 700円 デザートセット 250円 ※ソフト食は各+150円(デザートセットは除く)ただし、居住費(滞在費)・食費について、介護保険負担額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡すると等の措置を講じ、管理者に報告をしなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、刈谷市、知立市、高浜市、安城市、大府市、東浦町、碧南市とする。

(サービスの利用に当たって留意事項)

第9条 生活相談員は、事前に利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらえるよう指示を行う。

2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は防災管理について責任者を定め非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等に関する事項)

- 第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を 検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、すべての職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施する。

(苦情、ハラスメント処理に関する事項)

- 第12条
- (1) 事業所は、提供した居宅サービスに対する利用者又はその家族などからの苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 事業所は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(当事業所の虐待のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
2. 事業所はサービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(苦情処理に関する事項)

- 第14条
1. 事業者は、提供した居宅サービスに苦情がある場合は、迅速かつ誠実に対応を行います。
 2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにします。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また

勤務体制を整備する。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 採用時研修 | 採用 3 ヶ月以内 |
| (2) | 継続研修 | 年 1 回 |
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要な事項は株式会社刈谷ケアサービスさくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。